

(短期入所)運営規程

社会福祉法人 養浩会

障害者支援施設

すずしろの里

目 次

(事業の目的)	1
(運営方針)	1
(事業所の名称等)	1
(職員の職種、員数及び職務内容)	1・2
(利用定員)	2
(指定短期入所を提供する主たる障害者)	2
(指定短期入所の内容)	2・3
(利用者から受領する費用の額等)	3
(サービスの利用に当たっての留意事項)	3
(非常災害対策)	3・4
(衛生管理等)	4
(緊急時等における対応方法)	4
(苦情解決)	4・5
(個人情報の保護)	5
(虐待の防止)	5
(身体拘束の禁止)	5・6
(その他運営に関する重要事項)	6
(掲示)	6
(職場におけるハラスメントの防止)	6
(事業継続計画の策定等)	6・7
附 則	7

障害者支援施設すずしろの里（短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人養浩会（以下「事業者」という。）が設置する障害者支援施設すずしろの里（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 指定短期入所の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるように努めるものとする。

4 指定短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。（障害者総合支援法）以下「法」という。）及び「鹿児島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年鹿児島県条例第38号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 障害者支援施設すずしろの里

（2）所在地 鹿児島県肝属郡錦江町神川1619番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、職員の管理、指定短期入所利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所職員に対し、施設障害福祉サービスの実施に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理、定期的及び緊急時の診療並びに療養上の指導を行う。

(3) 看護職員 1名以上（常勤1名）

看護職員は、医師の指導のもと、利用者の日常生活上の健康管理、看護及び保健衛生管理を行う。

(4) 理学療法士 1名

(5) 生活支援員 18名以上（常勤1名以上）

生活支援員は、利用者の個別計画に基づき日常生活全般における必要な日常生活上の介護支援を行うとともに、創作的活動及び生産的活動の援助を行う。

(6) 事務員 1名以上（常勤1名以上）

事務職員は、庶務及び会計並びに利用者に必要な業務を行う。

(7) 栄養士 1名

栄養士は、利用者の栄養管理及び指導並びに給食管理を行う。

(8) 調理員 4名

調理員は、献立等に基づく食材により、給食及び調理業務を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用者等の定員は、2名とする。

（指定短期入所を提供する主たる障害者）

第6条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、身体障害者（満18歳未満の者を除く）とする。

（指定短期入所の内容）

第7条 事業所が行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清拭

(3) 身体等の介護

(4) 健康管理、栄養管理

(5) 生活相談

(6) 前各号に掲げるもののほか日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

2 前号に掲げるものの他、送迎サービスを行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定短期入所を提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限月額
額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 前項のほか、次に定める費用については、利用者からその費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供にかかる費用（食材料費及びその他の経費を含む）

(ア) 朝食 1食につき356円

(イ) 昼食 1食につき570円

(ウ) 夕食 1食につき570円

(2) 居宅に係る光熱水費 一日につき 330円

(3) 日用品費の実費

(4) 送迎サービスの提供に係る費用は、別途定める。(利用開始及び利用終了時の送迎は除く。)

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と思われるものの実費。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用にあたっては、次に規定する事項に留意すること。

(1) 常に身体や服装の清潔に努め規律生活と居室の整理整頓に留意すること。

(2) 火気の取り扱いに注意し、所定場所以外では喫煙をしてはならないこと。

(3) 利用者間で迷惑を及ぼすような行為を慎み、故意に器物や設備を損壊してはならないこと。

(4) 緊急時における連絡先は、必ず明記しておくこと。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制

を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（衛生管理等）

第 11 条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

（1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 事業所の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合は、速やかにあらかじめ定めた医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第 13 条 提供した指定短期入所に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定短期入所に關し、法第 10 条第 1 項及び法第 48 条第 1 項、法第 11 条第 2 項（自立支援給付対象サービス等に関する調査等）の規定により、鹿児島県知事又は市町村長が行う報告、若しくは文書その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村又は鹿児島県知事が行う調査に協力するとともに、市町村又は鹿児島県知

事から指導を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善内容を報告するものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条（運営適正化委員会の行う苦情解決のための相談等）の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報保護の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の及びその家族の秘密を保持するものとする。退職した職員についても同様とする。
- 3 事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止）

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （1）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （3）前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束の禁止）

第 16 条 事業所は、指定短期入所サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置

その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、職員の資質向上のための研修機会を設けるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。

3 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

4 この規程に定める規定のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人養浩会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（掲示）

第18条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、第15条の協力医療その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（職場におけるハラスメントの防止）

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（事業継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な

研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 8 条)

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 8 条)

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(第 2 条、第 10 条、第 15 条、第 16 条)

(第 11 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条 新設)

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 8 条)